

第二十四回国会 大蔵委員会

議録第十号

(一九一)

昭和三十一年二月二十三日(木曜日) 午前十一時十二分開議

出席委員

松原喜之次君

英治君

泰美君

三郎君

長煥君

理賃高見君

一幸君

宏一君

奥村十郎君

吉川久衛君

高藏君

加藤友明君

内藤古川君

竹谷源太郎君

横錢重吉君

石野久男君

森永貞一郎君

渡邊喜久造君

河野通一君

大蔵大臣

大蔵委員

大蔵事務官

(主計局長)

(主務局長)

(大蔵事務官)

(理財局長)

出席政府委員

大蔵大臣

大蔵委員

大蔵事務官

(主計局長)

(主務局長)

(大蔵事務官)

(理財局長)

出席委員

大蔵大臣

大蔵委員

大蔵事務官

(主計局長)

(主務局長)

が相当大きくて、その人の適用を受けたる最高の税率が五割である場合におきましては、八万円の額は税額にしても六五なんという税率を使われる場合には、これはもっとふえる。そのかわり、下の方の税率を使われる場合には、それはもっと小さくなるわけであります。さらに六五なんという税率を使われる場合には、これはもっとふえる。そのかわり、下の方の税率を使われる場合には、それはもっと小さくなるわけであります。そういうふうに、これは所得控除の制度になつております。

元来この専従者控除の制度は、現在の税法の建前といたしましては、事業

所得の場合、営業の場合を例にとって、高税率がどれだけ適用されるか、これはによってきまるものだと思っておりま

す。
O 春日委員 私は、専従者控除といふものは、青色申告の簿記をしていく上におきまして、結局専従する者に対する労働賃金に見合う経費であると理解をいたしておるわけであります。そういたしますと、私の主張が、とにかくその経費を見ていく、専従するに必要となるところの労働賃金を損金として特に認めしていく、こういうところにあると認められれば、やはり一人の帳簿係がそれに専従する場合において支払いで得るところの賃金というものがここに認められる。しかし賃金を払った形態としても、それは世帯が全然別になつていれば別の考え方でできますが、むしろそれは一個の世帯であつて、従つてその場合につきましては扶養控除が認められる。しかし賃金を払つた形態は認められない、また実態もそういうことはめつたにない、こういったことから、実際賃金を払う形態をとりましても、それは認められない。これが現在の建前になつております。しかし、青色申告の場合におきましては、いろいろお話をのような点もござりますし、青色申告を普及するという建前からしまして専従者控除を認めてきた、従いでは、果して的確な帳簿を記録するだけの技能者が雇用できるかどうかといふことについては、いろいろ議論のあるところだと思います。基礎控除の額と大体同じ額にしていくというの

が從來の考え方であります。将来の問題につきましては、さらにもう一併検討し直してみる、果してそれでいいのか、あるいはこの額が多過ぎるのか、少な過ぎるのか、いろいろな議論もあります。従来は、一応基礎控除の額を上げた場合におきましては、それに応じて上げてきた、全体的な問題について、かようになっておりま

O 春日委員 私は、専従者控除といふものは、青色申告の簿記をしていく上におきまして、結局専従する者に対する労働賃金に見合う経費であると理解をいたしておるわけであります。そういたしますと、私の主張が、とにかくその経費を見ていく、専従するに必要となるところの労働賃金を損金として特に認めていく、こういうところにあると認められれば、やはり一人の帳簿係がそれに専従する場合において支払いで得るところの賃金というものがここに認められる。しかし賃金を払つた形態としても、それは世帯が全然別になつていれば別の考え方でできますが、むしろそれは一個の世帯であつて、従つてその場合につきましては扶養控除が認められる。しかし賃金を払つた形態は認められない、また実態もそういうことはめつたにない、こういったことから、実際賃金を払う形態をとりましても、それは認められない。これが現在の建前になつております。しかし、青色申告の場合におきましては、いろいろお話をような点もござりますし、青色申告を普及するという建前からしまして専従者控除を認めてきた、従いでは、果して的確な帳簿を記録するだけの技能者が雇用できるかどうかといふことについては、いろいろ議論のあるところだと思います。基礎控除の額と大体同じ額にしていくというの

が從來の考え方であります。将来の問題につきましては、さらにもう一併検討し直してみる、果してそれでいいのか、少な過ぎるのか、いろいろな議論もあります。従来は、一応基礎控除の額を上げた場合におきましては、それに応じてよく検討してみたいと思つてお返つてよく検討してみたいと思つておきます。従来は、一応基礎控除の額を上げた場合におきましては、それに応じて上げてきた、全体的な問題について、かようになっておりま

O 春日委員 私は、専従者控除といふものは、青色申告の簿記をしていく上におきまして、結局専従する者に対する労働賃金に見合う経費であると理解をいたしておるわけであります。そういたしますと、私の主張が、とにかくその経費を見ていく、専従するに必要となるところの労働賃金を損金として特に認めていく、こういうところにあると認められれば、やはり一人の帳簿係がそれに専従する場合において支払いで得るところの賃金というものがここに認められる。しかし賃金を払つた形態としても、それは世帯が全然別になつていれば別の考え方でできますが、むしろそれは一個の世帯であつて、従つてその場合につきましては扶養控除が認められる。しかし賃金を払つた形態は認められない、また実態もそういうことはめつたにない、こういったことから、実際賃金を払う形態をとりましても、それは認められない。これが現在の建前になつております。しかし、青色申告の場合におきましては、いろいろお話をような点もござりますし、青色申告を普及するという建前からしまして専従者控除を認めてきた、従いでは、果して的確な帳簿を記録するだけの技能者が雇用できるかどうかといふことについては、いろいろ議論のあるところだと思います。基礎控除の額と大体同じ額にしていくというの

われの方でもいろいろ検討はしてみたのですが、御承知のようになりますが、御所得はその性格からいって、非常に大きく分けますと、これは財政学者の意見でござりますが、勤労所得、それから財産の所得、それから勤労と財産と両方が重なり合った共同所得、財政学者はよくこの三つに分けます。勤労の方は、その性質からしまして相続税力が弱いのだ、こういうことをよく学者が言うことは御承知の通りであります。現在日本にありますそなした意味の控除制度は、一番最後のものでありますのが、それも必ずしも勤労所得といった意の所得だけについて言っている。給与所得だけについている理由につきましては、これはこの委員会でもいろいろ御議論がございますが、大きく考えますと、現行法でございますと、それが一割五分、今度改正案で収入金額の二割。御承知のように、営業の場合でござりますと、収入金額から所得を得るに必要な経費を差し引いた残りが所得になつて、給与の場合におましても、やはりこれも全然必要経費がないわけじやない。従いまして、必要経費はどれくらいか、しかしこの場合における必要経費というのは、どうも営業の場合と違います。なかなか的確にはつきりつかみにくい。従つてそれを大きくなつて、一割五分差し引く、こういったような考え方が多くあるわけであります。今度給与所得控除を二割に上げるにつきましては、これは現実の情勢の

実態といふものもにまみ合せますと、現在において源泉徴収されていふと、いったよろいのな点を考え合せますと、どうも全体としての負担が非常にバランス的に重いのじゃないかといふ意味におきまして、いろいろ御批判がござりますので、この際二割に上げたらどうかという案を御提案申し上げてゐる次第であります。給与所得につきましてたとえば五%上げるならば、同じような意味において事業所得についても五名の特別勤労控除を作つたらどうかという案も一応検討してみたところがございますが、そういうふうに控除を上げて参りますと、結局残るのは資産所得でござります。基礎控除を上げますと、資産所得についても軽減が及びますが、資産所得者と申しますものは、数から申しましても非常に少い。そうしますと、減税財源を作つてある程度の減税をします場合におきまして、そうした控除を上げるのがいいか、あるいは基礎控除そのものを上げた方がいいか、こういう二者择一に実は迫られるわけであります。従來の考え方としましては、まだ基礎控除の額が自身がかなり低うございます。従いまして、たとえば春日さんのおっしゃる割にいたしましても、二十万円なら二万円、三十万円なら三万円、所得の大きいほど控除が大きくなる、こういったよろいの結果になりますので、そういうふうな格好で税負担の軽減をするよりは、基礎控除を何万円に上げるという方向でやる方が、むしろ少額の得者には減税のフェーザーがたくさん行くわけでござります。そうした考え方ども、現在の段階においては、基礎控

○春日委員 この際お伺いをいたしましたが、なれば、基礎控除現行八万円を引き上げるという意図が政府にはおありかどうか。上げるとすれば、いつごろ、どのくらい上げるか。

○渡邊政府委員 われわれの方で、具體的に基礎控除をいつの時期に幾らにするかということを申し上げる段階には、遺憾ながら至っておりません。ただ一般的に申しますと、現在税の負担が全体として重い、特に直接税において負担が重い、こういうふうな批判がなされています。そうした場合にどう対処していくか、幾つかのことが考えられるのでございますが、どちらにしても、直接税の負担を何とかして軽減していくということになりますれば、もちろんその対象になりますのは、大きなものは所得税であり、法人税である。所得税について負担軽減していくということになりますれば、基礎控除の問題は当然取り上げられるべき問題の一つと思ております。しかしながら、どの時期において、どの程度の基礎控除の引き上げというようなことを含めた直接税の軽減を行うか結局――税負担を軽くしようとすれば、自然増収がありますか、あるいは税収の中からそれをだけ減税財源を考えて出すという方法が考えられるわけであります。法、直接税だけでありますれば、間接税だけに財源を適当に求めまして、直接税の負担軽減をする、こういう幾つかの方法が考えられるわけですが、そうした財源調達のできます程度といふものを考えさせながら、やはり基礎控除の問題も考えていくべきでは

ないか、現状の八万円でいいんだといふ結論を持っておるわけではございません。といって、いつの時期にどの程度上げられるかという点につきましては、遺憾ながらまだ見通しを申し上げる段階に至つております。

○春日委員 ただいま直接税の軽減をはかる、そういうような場合には、やはり基礎控除の引き上げを最優先に取り上げべきであり、そういう方向へ向つて検討を進めておるという御答弁がありました。いつ、どのくらいという重ねての質問に対して、それは、いつの程度であるかといふことはまだ全然見当もつかないという御答弁でございます。もちろんあなたたは主税局長であつて、政治家ではなく御答弁でござりますが、たゞ私が、徴税学者としての立場からいわけでありますから、こういう政策論について深い議論をすることは、むろんではないかと思うわけであります。ただ私が、徴税学者としての立場からあなたにお伺いいたしたいことは、たゞ低額所得者は、低額所得者であればあるほど、その所得の中に含まれておる労働力、すなわち勤労所得的な性格を持つておるところの度合いは、より強いのではないかと思っておるわけであります。所得が多くは多いほど、それは事業所得ということによる面がより多く、低額所得であればあるほど、これは勤労所得的な部分が相当大きくなっているから、現在国税庁で通達しているいろいろな処理が行われておるということは、あなたの御承認の通りであります。特にこの際私が、この特別勤労扶助費の問題と比較しつつ一つの例として申し述べたいことは、現に大工、左官

得であるから、こう言うのですが、これは別に地方税等とのにらみ合いもありますして、特別区分の長官通達が行われて、救済措置が行われておるわけあります。その趣旨にのっとって特別勤労控除を広く一般の零細所得者にも及ぼすべきではないかというものが、私どもの提唱の理論的根拠になるのであります。低額所得者が労働を提供しておる、私は重ねて申し上げますが、その労働の対価に対する経費というものは、営業主そのものに対する何ら認められてはいないわけあります。たとえば休日に働いたからといって、休日出勤の特別の経費というものは認められない。労働者であるならば、二割増しとか五割増しとか、特別の所得が発生してくるが、この低額所得者においては、そういうような特別の労働力を提供して得た所得それだけである。だとすれば、低額所得者は特別の勤労を提供しておるのだから、そういう者に対してやはり税法上特別の経費を見てやることは、他の所得者たとえば労働所得者、法人所得者等との権衡、振り合いから考えても、むしろ妥当なことではないか、徵稅理論上むしろその方が公平なやり方ではないかと考えておるわけであります、あなたの御意見はいかがでありますようか。

額が小さい方が勤労分が比較的大きいのか、私も普通の感じやないかと思つております。その場合における勤労部分について特別な配慮を払つて、そしてそれに特別勤労控除をやらうかというの、春日委員の御意見のよう伺いました。現在日本の税法でやつておりますそうした控除は、勤労控除という名前も誤解を招きますので避けまして、給与所得控除という名前にしておりますが、これは、必要経費とか、いろいろ各般の点も考慮まして加えている控除である、これは先ほど申し上げた通りでござります。同時に事業所得におきましては、別途必要経費があれば、これは全部差し引いておるわけであります。それはそれで、とにかく勤労部分に対する税金は、勤労部分というのは負担力が弱いのだから低下したらいのじやないか、これは、一応学者の説にそう離反するとも思つておりますが、ただ先ほど申しましたように、現在のように所得額がかなり所得の低額な人にまでかかるいる時期におきまして、そういう特別勤労控除をやるのがいいか、基礎控除を上げるのがいいかといふふうな場合になつて参りますと、結局減税財源が限られておりますから、特別勤労控除をやれば、もう基礎控除の方は上げられなくなる、基礎控除の方を上げれば、特別勤労控除はできないくなる、こういう二者択一に立つものでございますから、現在の段階におきましては、やはりわれわれは基礎控除をもう少し上げていくという方向の方が、むしろこれは個々の具体的なケースをお当たり願うとわかりますが、その

所得の中には、余分の経費というものが認められていい、報奨というものが、あつていい、こうすることなんですね。従つて私どもは、高額所得者においては、事業の面によるところの所得が相当多いから、その面に対しては最高金額を四万円に押えて、たとえば年間所得四十万円程度にのみこの制度を及ぼすことにして、勤労所得の経費を見ることで、特別勤労控除率と見合うところの経費を低額事業所得者に見てやる。こういうことが均衡のとれた、かつ合理的なあり方であろう。こういうことで、わが党は、特にこの低額所得者に対して、最高四万円を限度とし、所得の一〇%を特別勤労控除として損金に認める制度をすることが税法上の不均衡を是正するものではないか、こういう主張をしておるわけなんです。この点について、一つあなたの御意見を特に重ねて承わりたい。要約いたしますると、低額事業者たち、零細業者たちの経営当事者に対する勤労上の特別経費というものは、何を認められていい。その認められていないものをこの際見てやつてはどうか、こういうことなんです。基礎控除を引き上げた方がいいということは、基礎控除を引き上げれば、給与所得者に対しても事業所得者に對しても、基礎控除は同じように引き上げられるから、それはすなわち均衡をとる、租負担の軽減ということには相なるありますようが、労働力の対価としての賃金報酬が制度として得られない、確保できない場合においては、国全体の立場から税法上においてさらにそういう所得を見てやる、国民はある

ねく一視同仁の立場においてこれを見ていくと、いう立場におきまして、そういいう激しい労働といましょうか、そうすることによって辛うじて生きでいるお人々、そこから生じてくるところの所得に対するは、税法上の救済をこんな方法で行なっていく、こういうのでありますか、いかがでございましょうか。

○渡邊政府委員 春日さんのお話しさなりますところによりますと、そうした事業所得者の中でも、主として勤労部分の大きい人、しかもそれは労働の密度が高い、そういうものについては何か特別な経費を見てやつたらどうか。これは、從来使われている経費という言葉でござりますと、事業所得であれば、全部必要経費として控除しているわけでございまして、結局経費といふ名前でお呼びになつていらっしゃいますが、それは経費というものではない、要するに労働の密度の高いその高さについて、何か考えてやつたらどうかというよう御主張のように思ひます。そこで、お引き合いに出されました給与所得者の場合におきましては、残業をやり、夜業をやる、そしたら、それに対しても別に所得が生まれるではないか、こういうお話をあります、税法におきまして労働の密度の強さというものを負担の中へ取り込んでくるということは、各國の税法を見ましても、なかなかそういうことはむずかしい例だと思いますが、実際問題として、これを取り入れるのはむづかしいのじやないか。給与所得者におきましても、残業手当、夜業手当、これはみんな所得の中に合算されており

まして、それが非常に密度の高い労働でありましても、やはり一応所得の中に合算され、所得税の課税対象になつて、こういうことは御承知の通りでございまして、結局相当密度の高い労働によって得た所得、しかしその所得も、やはり一応は所得税の課税対象になる、その点は同じことだということになつて、それをさらにつ込んで、密度の高さによってかげんしたらどうか。これは具体的に見まして、たとえば二十二万円の所得があった、これが密度の高い労働による二十万円か、あるいはそれほどでない労働の二十万円か、なかなかそれはむずかしい問題で、少くともそれを現実の税制の中に真正面から鐵り込むということは、ちょっと至難なわざじゃないか。そういったことを考えながら、一体税制をどういうふうに作つていけば、まともにそれにぶつからないにしましても、そういつた方面の負担は何とか權衡のとれた格好になり得るかといったような点は、検討していく問題だというふうにわれわれは思つております。

ような点がすぐこの際取り上げらるべき問題であるかどうかという点については、われわれとしても相当慎重に検討してみる必要があると思いますが、にわかにそれに賛成するという方向には、ちょっとといけないよう思います。○春日委員 局長は、私の主張をストレートに御理解になつてないと思うのです。と申しますのは、給与所得者が深夜業やあるいは休日出勤して得たそういう密度の高い所得も、総合所得として課税の対象になるというようなことを言っておられる。これは私も理解しておるのであります。私の申し上げるのは、どうふ屋さん、あるいは牛乳配達、そういう仕事をやっておる人が、朝の六時にいでたってそういう作業をしておるのでも、所得が特別膨大になるわけではない。八百屋さんが朝早く車を引いてそういうのを仕入れてきて、それ八百屋さんとしては当然の労働であつて、またそのことを行わなければその所得が出てこないのであります。要するに私の言うのは、その零細な低額の所得者については、その報酬は、労働力といふものが非常に度合いが多いということと、その労働力たるやおおむね非常に密度の高いところの労働力が提供されて初めて得た所得である。余分にもうかるわけではない。牛乳配達が、とにかく朝の四時に起きて市場に車を引いていって仕入れてくる。そして仕入れてきたところで、その八百屋さんというものは、いつまでたつても前だれがけで、別荘ができるわけでもなく、おめかけを置く

度の高い労働力を提供することによつて得た所得が、なおかつ低額所得である。こういう低額所得者に対する対応では、やはり特別の勤労に対するその経費を見合うために、控除をしてやるということが適切ではないか。それが、給与所得者たちが、そういう高い労働力を提供するときに企業主から高い報酬が得られるということと見合う形になりはしないか。すなわち企業主のかわりに、国がその分に対して一視同仁の立場からその費用を見てやっていくべきではないか、負担を軽からしめていくべきではないか、こういうところに私の主張があるわけです。ところが低額所得者というものは、全部そういう密度の高い労働力を提供しておるかどうかといふことは、なかなか捕捉いたしかねない、こういうことを言っておられますけれども、それならば、道説的に、勤労所得者においても高額所得者があるわけです。そういうような人々において、おそらくは、そういう給与所得を得るために必要なところの経費が、全部の会社あるいは企業体において見られておる向きも相当あると私は思うのであります。たとえば会社から自動車の送り迎えなどもありましようし、あるいはバスの乗務者もあるましようし、あるいは交際費によるいろいろな支弁等もありますよ。うけれども、一がいにそういう給与所得を得るために必要な経費として捕捉しておるのだから、大づかみに、低額所得者に対する対応はおむねその労働の密度が高いであろうから、その高い密度

に対しても、必要な経費は当然のだから、あるいはまた当然の報奨がかかる。あつてもいいのだから、他との権衡上、これに対して特別勤労控除を限度額四万円、すなわち四十万以下の所得に對しては、おおむねこれは激しい労働で、労働者ともつかず、商売人ともつかず、それで得た所得だから、ここでも私はきめめて合理的な内容を含んでおると思うのですが、いかがでしよう。

○渡邊政府委員 前に申し上げたことを繰り返すようになつて恐縮でござりますが、春日さんのおっしゃつておるのは、労働力の密度が非常に高い労働力を提供しておるのだから、その密度の高いことに応する特別な経費は見てやつていいのじやないか、こういうお話をございますが、しかしそれは、おそらく経費といいましても、普通税法でいつておる経費という意味の経費じやないと思っております。普通税法にいつておられるのは、お氣持としては、「一應経費」という言葉をお使いになつておるので、従つてその経費に応じてとおつしやるのは、お氣持としては、一應経費といふ御意見のよからつしゃいますが、これは税法にいう経費じゃなくて、密度の高さによる結局労働の密度が高いか高くないかとらどうか、こういうふうな御意見のようになるわけですが、そうすると、実際にいって、それを区分して見分けるなんということはなかなかできぬまい。春日さんの今こういう案として御提案になつた、四十万円を限度として一割、最高四方円という場合におきま

三

いう理論もあり得ることであつて、適當な機会に十分考慮しなければならぬという強力なる御支持を得ましたので、いざれ適當な機会に一つ政府に強力にアッピールしていただいて、これが実現化されんことを強く要望いたしまして、この問題は、この程度にとどめます。

伺つておきたいと思います。
○渡邊政府委員 物品税につきましては、ここ数年間絶えずいろいろな論議のあることは、お話しの通りであります。物品税を全然撤廃すべしという声がある。また片方には、奢侈品についてはむしろ相当税金を大きくとつたらいいじゃないか、こういった議論も相當あると思つております。あとの方の御議論では奢侈品とは何ぞやという問

○春日委員 稅法全般についてなおたくさん質問をしなければならぬと思いますが、大臣が見えられて、総括質問がござりますから、私の質問は一まずこれで打ち切ります。

○松原委員長 次に、古川丈吉君。

○古川委員 大蔵大臣にお伺いいたしたいのですが、御承知のようになりますが、人間の寿命も、人生五十年から十数年生きできるようになつたようになりますが、生命保険料率の問題につ

に質問いたしたいと思います。
本年度の予算編成に關係する問題については、いろいろと同僚議員からも質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつており、歳山の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが微的なことだと思います。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そういう点で顕著に弊害が出てくるのでは

いろいろな形で、おそらく日本五銭とか四銭というのもも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということですが、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むろん政府関係機関の中企業に対する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておるのであります。私が、全体の中小企業金融について金利を下げることに、もつばら力をいたしたいと考えております。

議を行なつておきたいと思うわけであります。が、局長は、物端税は、「一應本質的に再検討すべき段階に至つてゐる」とはお思いになりませんか。これは、自由党内閣における小笠原大蔵大臣、

○春日委員 稅法全般についてなおたくさん質問をしなければならぬと思つてます。大臣が見えられて、縦括質問がござりますから、私の質問は一まずこれで打ち切ります。

○松原委員長 次に、古川丈吉君。

○古川委員 大蔵大臣にお伺いいたしたいのですが、御承知のようになりますが、人間の寿命も、人生五十年から十数年長生きできるようになつたようです。また、生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされております。先般来大蔵大臣の意見といふようなものを新聞で拝見したことがござりますが、料率を引き下げるという考え方と、また加入者に配当金でこ

に質問いたしたいと思います。
本年度の予算編成に關係する問題については、いろいろと同僚議員から質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつており、歳出の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが特徴的なことだと思います。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そういう点で顕著に弊害が出てくるのではないかどうか、こういうふうに思います。同僚議員からの質問も行われておりますように、中小企業やあるいは国民金融公庫等に対する財政投融資の問題が、一段会計からの出が削除され

いろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というのも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということは、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むろん政府関係機関の中企業に対する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておるのであります。私は、全体の中企業金融について金利を下げるこに、もつばら力をいたしたいと考えております。

○石野委員 全体についての金利を引き下げるということを期待することが、今度の財政投融資の面で、ことに一般会計からこういう政府機関である國民金融公庫や中小企業金融公庫への

その後の一萬田大蔵大臣等と私どもとの間において、物品税を廃止すべしとの論議が行わたることは、局長もすでに御承知の通りであります。これは、早晩抜本的な解決をはからなければなりません。従いまして、物品税問題は、わ

○春日委員 稅法全般についてなおたくさん質問をしなければならぬと思つますが、大臣が見えられて、総括質問がござりますから、私の質問は一まずこれで打ち切ります。

○松原委員長 次に、古川丈吉君。

○古川委員 大蔵大臣にお伺いいたしたいのですが、御承知のように、人間の寿命も、人生五十年から十数年長生きできるようになつたようありますが、生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされております。先般来大蔵大臣の意見といふようなものを新聞で拝見したことがございますが、料率を引き下げるという考え方と、また加入者に配当金でこれを埋め合せるという考え方がある以上でありますけれども、大蔵大臣としては、この問題に対してもう一つお考へを持っておられるか、この際伺つておきたいと思うのであります。

に質問いたしたいと思います。
本年度の予算編成に關係する問題について、いろいろと同僚議員から質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつておおり、歳出の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが特徴的なことだと思います。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そろそろいう点で顕著に弊害が出てくるのではないかどうか、こううふうに思います。同僚議員からの質問も行われておりますように、中小企業やあるいは国民金融公庫等に対する財政投融資の問題が、一般会計からの出が削除されなくなつておるという点は、今後のこれららの機関の運営について、私たちの想像以上にまずい点が出てくるのじまなかろうかと思うのです。特に運営の面で苦しいものが出てき、それがやがて

いろいろな形で、おそらく日本五銭とか四銭というのも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということは、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むろん政府関係機関の中企業に対する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしております。

的な改正のときにこれを取り上げていきたいということは、そのつと大臣たちが答弁をしておる通りであります。一方業者たちは、各地において大会を企て、河川可動堰と商品が製造されればそれもしくして検討にしておりません。しかし、明年的全面的な税制の改革を考える場合におきましては、この問題も当然一つの大きな課題であります。

○春日委員 稅法全般についてなおおなじくさん質問をしなければならぬと思ひます。大臣が見えられて、縦括質問がござりますから、私の質問は一まとめで打ち切ります。

○松原委員長 次に、古川丈吉君。

○古川委員 大蔵大臣にお伺いいたしましたのであります。御承知のようになりますが、人間の寿命も、人生五十年から数年長生きできるようになつたようあります。生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされております。先般來大蔵大臣の意見といふようなどを新聞で拝見したことがござりますが、料率を引き下げるという考え方と、また加入者に配当金これを埋め合せるという考え方があるとうでありますけれども、大蔵大臣としては、この問題に対してどういうお考え方を持つておられるか、この際伺つておきたいと思うのであります。

○一萬田國務大臣 御承知のようになりますが、これまで三十三円八十銭十銭にいたしました。この三十円九十銭にいたしました。につましましては、むろん

に質問いたしたいと思います。
本年度の予算編成に關係する問題については、いろいろと同僚議員から質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつており、歳出の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが特徴的なことだと思います。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そういう点で、顕著に弊害が出てくるのではないかどうか、こういうふうに思います。同僚議員からの質問も行われておられますように、中小企業やあるいは国民金融公庫等に対する財政投融資の問題が、一般会計からの出が削除されなくなつておるという点は、今後のこれらの機関の運営について、私たちの想像以上にまずい点が出てくるのじまなかろうかと思うのです。特に運営の面で苦しいものが出てき、それがやがてこれを利用する民間の中小企業者に対して弊害が出てくるというふうにわれわれは考へるのであるけれども、そういう点については、大臣はどういふうにお考えになつてあるかといふ

いろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というのも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということは、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むろん政府関係機関の中企業に対する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておりますのであります。私は、全体の中小企業金融について金利を下げることに、もつばら力をいたしたいと考えております。

れておる現段階において、七十数品目
の業者だけが二百数十億の重き荷物を
背負つて歩かされておることの不當性
を強調いたしまして、その救済を訴え
ておるのであります。私は、今やこの
性格の税金をやめてしまいまして、あ
とに何も残さないという姿は、われわ
れはあまり考えておりませんが、しか
し、いわゆる奢侈品課税、高級品課税

○春日委員 稅法全般についてなおおなづかしくさん質問をしなければならぬと思いますが、大臣が見えられて、縦括質問がござりますから、私の質問は一まとめに、人間の寿命も、人生五十年から十数年長生きできるようになつたようあります。生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされておりますが、生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされております。先般来大蔵大臣の意見といふようなものを新聞で拝見したことがあります。料率を引き下げるといふ考え方と、また加入者に配当金でこれを埋め合せるという考え方があるようですけれども、大蔵大臣としては、この問題に対してどういうお考えをお持ちおられるか、この際伺つておきたいと思うのであります。

○一萬田国務大臣 御承知のように、年払いの保険料が今まで三十三円八十八銭であります。それを今回三十円九十銭にいたしました。この三十円九十銭にいたしましたにつきましては、むろん保険料を三十円九十九銭にする、それから場合によつては配当金をふやす方法で、実際の契約者の負担が三十円九十九銭になるということでおかろう、こういうふうに考えております。

○古川委員 けつこうでございます。

に質問いたしたいと思います。
本年度の予算編成に關係する問題については、いろいろと同僚議員からも質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつて、歳山の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが微的なことだと思います。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そういう点で顕著に弊害が出てくるのではなかろうか、こういふうに思いました。同僚議員からの質問も行われておられますように、中小企業あるいは国民金融公庫等に対する財政投融资の問題が、一般会計からの出が削除されなくなつておるという点は、今後のこれらの機關の運営について、私たちの想像以上にまずい点が出てくるのじやなかろうかと思うのです。特に運営の面で苦しいものが出で、それがやがてこれを利用する民間の中小企業者に対して弊害が出てくるというふうにわれわれは考えるのであるけれども、こういう点については、大臣はどういうふうにお考えになつておられるかということを、もう一度御説明願いたい。

○一萬田國務大臣 中小企業金融について、具体的には、所要する資金を供給することが一つと、なお御意見のように金利をなるべく安くする。この立場を安くるという点につきまして

いろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というのも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということは、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むろん政府関係機関の中企業に対する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておるのであります。私は、全体の中小企業金融について金利を下げるることに、もつばら力をいたしたいと考えております。

物品税といふものは、従来の本委員会における論議の経過にもかんがみまして、最もすみやかにこれが調整をされなければならぬ段階だと思うが、局長はこれに対するどういう見解をお持ちであるか。さらに、政府部内においてこの問題はどの程度に取り扱われておるのであるか一つ御意見を

といったような角度でものを考えていく場合に、現在の物品税のようなものがそのまま是認され得るかどうかが、そのまことに、いろいろ議論があるだろうと思います。そういう意味におきまして、物品税の問題は再検討さるべきものである、かようく考えております。

○春日委員 稅法全般についてなおおなづかしくさん質問をしなければならぬと思いますが、大臣が見えられて、総括質問がございますから、私の質問は一まとめにござりますから、これが打ち切ります。

○松原委員長 次に、古川丈吉君。

○古川委員 大蔵大臣にお伺いいたしましたのでありますが、御承知のようあります。が、生命保険料率の問題については、人間の寿命も、人生五十年から十数年生きできるようになつたようになりますが、生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされております。先般来大蔵大臣の意見といふようなものを新聞で拝見したことがござりますが、料率を引き下げるという考え方と、また加入者に配当金でこれを埋め合せるという考え方があるとうでありますけれども、大蔵大臣としては、この問題に対してもうお考えを持っておられるか、この際伺つておきたいと思うのであります。

○一萬田國務大臣 御承知のように、年払いの保険料が今まで三十三円八十銭であります。これが今回三十円九十銭にいたしました。この三十円九十銭にいたしましたにつきましては、むろん保険料を三十円九十銭にする、それから場合によつては配当金をふやす方法で、実際の契約者の負担が三十円九十銭になるということによからう、こういうふうに考えております。

○古川委員 けつこうでございます。

○松原委員長 石野久男君。

○石野委員 大臣にお尋ねします。実はいろいろと尋ねたいことがたくさんあります。が、ちょうど同時に海外同時引き揚げの問題で私に関連する事項があるので、きわめて簡単に、一、二のことをお尋ねいたしまして、また他口

に質問いたしたいと思います。本年度の予算編成に關係する問題について、いろいろと同僚議員から質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつておおり、歳出の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが特徴的なことだと思います。そういう点で、いろいろな面で予想外に弊害が出てきているのだと思うのです。特に中企業金融等の問題については、そろそろいう点で顕著に弊害が出てくるのではないかどうか、こういうふうに思います。同僚議員からの質問も行われておりますように、中小企業やあるいは国民金融公庫等に対する財政投融資の問題が、一般会計からの出が削除されなくなつておるという点は、今後のこれらの機関の運営について、私たちの想像以上にまずい点が出てくるのじまなかるうかと思うのです。特に運営の面で苦しいものが出てき、それがやがてこれを利用する民間の中小企業者に対して弊害が出てくるというふうにわれわれは考へるのであるけれども、そういう点については、大臣はどういふうにお考えになつておられるかと、いうことを、もう一度御説明願いたい。

○一萬田国務大臣 小中企業金融について、具体的には、所要する資金を供給することが一つと、なお御意見のとおりに金利となるべく安くする。この二点を安くするという点につきましては、私はいろいろな考え方方が今の段階にはあると思うのです。それは、ことに中小企業の金融がいかにも名目金利を下げないといけないようありますと、高いと思うのです。これは、

いろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というのも相当あるのじゃなかろうかと思うのです。従いまして、こういうような金利を下げていくということは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておりますのであります。私は、全体の中企業金融について金利を下げることに、もつばら力をいたしたいと考えております。

いろいろな点から、先ほども申し上げましたように、中小企業全般の人が比較的安い金利を享受できるようなり方を考えてみたいと考えているわけで

ると思う。そういうことは、じく特殊な方面あるいは関係において考慮さるべきで、国全体の経済の健全性から見れば、もう少し総合的に、ことに中小企業等につき、より資金面が、

少し今後において中小企業対策といふものを本質的に解決していくようにしていかなくてはならぬだろうというのが、やはり私の立場であります。

○石野委員 非常にけつこうなお話で、正常化につれて、中小企業のあり方も正規的でなければいけない。それで、方を持つております。

て、これは金融機関と中小企業、大企業三者が十分話し合い、そこで中小企業、特に下請工場等の納入の商品の代金支払いはきわめて迅速にやろう、こういうふうなことを具体的に考えてお

○石野委員　どういう説明をなさっても、とにかく利子のつかない投資を減らしてしまって、利子のつく金を持つてくれば、利子が高くなることは当然なのです。運営費がかかつてくるということは、当然なのですから、大臣の今の方の言い方は、とてもそれでは納得できぬ。」

特に終戦以後は資本の蓄積状態その他いろいろ負担が多かつたのであります。が、今後においては、なるべく借入金に依存しないような方向に持っていく、同時にそういう中小企業の商品が十分円滑にはけていき、従つて堺卸代金というものが常に手元に返ってきて、(西日本)利潤が豊富であります。

持たなくてはならぬということを言う反面において、財政的にはその処置をしないんだということになれば、どこでめんどうを見るのですか。

○一萬田國務大臣 財政的に一般会計からいわゆる金利のつかない金を出すか出さぬかという点について申し上げておきたい。この問題は、

前で資金回転を多くして、経営を正常化させることによってはけつこうなんですね。しかし、それはもしやろうとすれば、大企業に対してそういうことを可能にさせるような何かの処置を、あなたは大蔵大臣として講じようというところを裏づけとして言われるのですから、それとも材界なら材界、また商業か、それとも

るわけであります。
○石野委員 そういうような点を、あなたは大蔵大臣として指導していくこうという意味を今申しておるのでですか。
○一萬田国務大臣 私は、そういうふうなことが望ましいと思っておるわけであります。

れるという方向も考え、それを助けていく意味において、安い金利も考えていく。こういうふうにして、何でもかんでも金利々々、金融々々といふのは、私は必ずしも健全なやり方とは考えない点もあります。しかし、そういうことから見て、中小企業の社会組織、あるいは経済構造の上で弱いところ

部資金等は、もちろん原資関係もあるのであります。が、今回はできるだけ中小企業方面には出しているわけであります。私の言うのは、もう少し中小企業に対して総合的に、たとえば従来一番困つておったのは中小企業の製品、あるいはまた下請工場が大企業に物を売つても代金を払つてもらえないとい

界の自発的な意図においてそれをやら
そうとするのかということによつて、
その言うことが全く違つてくると思う
のです。あなたの言われることは、将
来大企業の中小企業に対する代金の支
払い等の法的な措置を、何か政府の力
によつて規制しようという意味で言わ
れているのですか、どういう意味で言
つて、もつて、そこそこの大きさでして

うな方向でこれから大企業を指導し、また産業界における不正常なものを正常化するよう努力しよう、こういう意味であると理解してよろしゅうござります。

○一萬田國務大臣 住宅公團等につきましては、資金関係から特に家賃が上がりることは考えておりません。資金関係で家賃が上がらない程度に、産業投資特別

まして、これに対応できるだけの手を差し伸べてやるということは、せひともやならぬぢやならないというように考えております。

長く、その割引が非常に不便である。これは今公取まで出ているような状況であり、こういうことがあってはならぬので、今日の金融情勢からすれば、

○一萬田國務大臣 先ほど申しました
ように、今日の金融情勢から、そういう
ことを法的にしなくとも、当然そ
うももらいたいと思います。

おっしゃるのですから、これは私は見
ものだと思っております。そのよう
にやつて、中小企業がほんとうに借入
金をしなくていいように、大企業の

るわけであります。縮じて考えましても、すべて経済的なものの考え方が金融ということにあまり偏重があり過ぎるのはせぬかというのが、一つの私の意見であります。もちろん金利の安い、ある

して同情的な発言がありましたが、そういう言われるならば、次の補正等で、特に財政投融資のうち削除した面を復活して、一般面における中小企業のめんどうを從来のように見てやる考え方を

い、公取なんが出る必要はむろんありますんで、一切の経営取引の上において、そういう代金はスムーズに済まさっていく。そうすると、自分の物を売った代金が払ってもらえる、もちろん

化ということは、それを指しておるの
であります。が、なおそれを裏づけるた
めに、漫然と申しているのではないの
であります。今日金融機関では、中

に、十分な御指導を願いたいと私は思つております。それは口では言うけれども、おそらくなかなかできないと私は思います、その点は時間がございませんから、これでやめておき

いは金利のつかないような金が出て、それが使えれば、これほどけつこうなことはありませんが、これはある意味において、補助金を出すのとちつとも変わらないと思います。そういう行き方で果して日本の経済が健全にうまくいくか、これはやはり考慮する必要がある

持つておられるかどうか、伺いたい。
○一萬田國務大臣 財政的に一般会計
から特に中小企業向けの金を出すとい
うことは、今考えておりませんし、ま
た今その必要がないと言えば言い過ぎ
るかもしれませんか、そういうことを
しなくてもやれる。むろん私は、もう

んそこには利潤も入っている、従つて手元が楽になる、そういう解決に今後十分に力をいたす。従来そういうことをほうつておいて、すべて借入金借入金という形で中小企業がいったために、借入金が多いばかりでなく、金利負担も大きかった。もちろん今後経済の

らしめるために、金融機関が大企業に金を貸した場合に、その大企業が中小企業に支払いを怠っているもの、その一覧表を一つ持ち、その一覧表に基いて、むしろ中小企業に振りかえようと、いうようなことを具体的に今日考えておるような情勢にあるのであります

あともう一つ私はお聞きしておきた
い。今後の予算では歳入の面が非常に
頭打ちしておつて、支出が非常に非生
産的な部門に拡大していっている。こ
ういう点から政府当局においては、特
に予算を担当しておる大臣としては、

将来は早急に公債発行の方向にまでいかななくてはならないという観念を持つておるのではないかと私は思う。おそらく支払い準備制度などは、そのような意図を持っておるものと思うのですが、そういう点について、大臣はどういうふうに考えておられますか。

○一萬田國務大臣 私は、さように考えておらないのであります。それがゆえに、行政機構も根本的に検討を加える必要があるし、税制についても、根本的な改革を今考えておるわけでありまして、漫然と從来あつたままのものを基礎にして、財政需要が大きいかどうかを基準にして、これに充てよう、そういうふうなことは考えておりません。

○石野委員 そういうことにならないために、税制改正やいろいろな点の金融制度の問題等も考える。この税制の問題は、あとでまた質問する機会があると思いますので除きます。いずれにいたしましても、今日政府が考えておる支払い準備制度などの問題は、こういう財政のもとにおける支出、あるいは歳入の面におけるきわめて不均衡な状態を近い将来においてカバーするための準備工作だ、こういうふうに私は見ておるわけです。そういう点の見解はあとでもう少し掘り下げて質問をしたいと思います。

○一萬田國務大臣 今の御意見は、私は非常に重大な点を含んでおると思いますので、一言申し上げておきます。

それは、支払い準備制度についての問題ですが、これはいかにも公債発行の予備行為であるかのようなお考えがあるのはおありになるのじやないかと思いますので、申し上げますが、そう

いうことは絶対にありません。これは單なる金融の調整、いわゆる中央銀行が流通通貨量を調整する、その働きをするためのものであります。御承知のように、中央銀行に対する民間の借入金というものは、ほとんどゼロに近い量を調整する中央銀行の機能としましては、いわゆるマーケット・オペレーション、あるいはまた支払い準備制度、

こういうものによらざるを得ないのであります。従いまして、今後資金量が増大するであろう、そういう場合に對処して支払い準備制度を聞くことがよからう、こういうような考え方であります。

○春日委員 今大臣の御答弁によりますと、支払い準備制度と公債発行の事柄とは全然別個のものであるということでありました。この際重要な問題は、あとでまた質問する機会があつたまでもう少し掘り下げて質問をし思いますが、そういたしますれば、後日支払い準備制度が制度化され、地方銀行が日銀に預託をいたします場合、これは公債発行の端緒を作つてはならぬので、全部現金でなければならぬなわち現金にかかる公債の預託等は決してこれは認めない、こういうことではありますか、あるいはまた、現金にかかる公債の預託をも認めるのであるか、この支払い準備制度についての問題でございます。

○一萬田國務大臣 これは、私は現金以外は考えておりません。この問題については、申し上げます。私は現金

だたくさん質問があるので、ほかの委員会との関係がありますので、あとでまた質問をすることにいたしました。もう一つお聞きしておきたいことは、今度の予算の中で生産性本部の金額が約十億あります。昨年は一億五千万万の金は、まだ使いついていません。使つておるわけであります。二問お聞きしたいのですが、昨年度の一億五千

万の金は、まだ使いついていないと私は思っております。この点がどういうふうになっておるかという点を、一つ明確にしてもらいたい。

それから第二は、十億の金は、本年度は商工中金を通じて貸し出します

ところに大体予算上はなつておるようです。この場合、まず第一番に、どうしてこういう金を商工中金を通じて貸すのかという意味がわからないと

いうこと。第二番目には、商工中金を通じて生産性本部の金を貸し出す場合に、特に貸し出しの条件の中に何か特別なものを持つてあるかどうか。

これらの点について一つ御答弁願いたい。

○森永政府委員 本年度の一億五千万円の使い残りがどのくらいあるか、その点につきましては、目下手元に資料がございませんので、あとで調べて申上げることにいたしますが、来年度の問題でございます。補助金といひますことは決してこれは認めない、こういうことはありますか、あるいはまた、現金にかかる公債の預託をも認めるのであるか、この支払い準備制度についての問題でございます。

○一萬田國務大臣 大臣にお尋ねします。余り農産物については、いろいろと問題があります。アメリカで余ったものを日本が買うわけです。もつと端的にいえば、アメリカの百姓を日本の百姓にさやかせさせたものを中小企業に貸すことがあります。アメリカの百姓がございませんので、あとで調べて申上げることにいたしますが、来年度の問題でございます。補助金といひますことは決してこれは認めない、こういうことはありますか、あるいはまた、現金にかかる公債の預託をも認めるのであるか、この支払い準備制度についての問題でございます。

○石野委員 つまり余剩農産物特別会計から四分で借りまして、それを商工中金に六分五厘で貸し付けるわけになります。そこで二千五百萬円資金繰りが楽でございまして、生産性本部もそれだけ商工中金の金利の負担が安くなることがあります。その点もあらうかと思ひます。しかしこの問題の点は、直接商工中金なら商工中金へ出せば、そ

れだけ商工中金の金利の負担が安くなるじやないかということがおそらく一番の眼目であると思ひますが、その点につきましては、商工組合中央金庫の金利全体について下げる方向を考えています。その点もあらうかと思ひます。しかしこの問題の点は、直接商工中金なら商工中金へ出せば、そ

れだけ商工中金の金利の負担が安くなることがあります。その点もあらうかと思ひます。しかしこの問題の点は、直接商工中金なら商工中金へ出せば、そ

れだけ商工中金の金利の負担が安くなることがあります。その点もあらうかと思ひます。しかしこの問題の点は、直接商工中金なら商工中金へ出せば、そ

で、一石何鳥かで高い金を中小企業者に使わすのだ、こうことは私は理解できないのです。あなたは銀行屋さんだ、なるべく資金コストは安くしなければ経営というものはやりにくいということは、わかつておると私は思う。かりに一厘でも利子が高ければ、大きな金を動かせばすいぶん大へんなことになることは、私たちよりもあなたの方が知つておるはずだ。それを承知で、こういうふうに二重、三重の段階を越えて、一石何鳥かの政策をとるという意味がどうも私はわからない。もう一度その意図が那辺にあるか、詳しく大臣から御説明願いたいと思ひます。

卷之三

資金を一般用部資金とし、も資金運用する目的も達成されることは、これがうなぎのやり方、の政治の姿勢は言いたいところです。このうなぎのやり方、の政治の姿勢は、その国の例をもとにしたわけでもあります。このうなぎのやり方、の政治の姿勢は、その国の例をもとにしたわけでもあります。

のと申し
同じ利率で
るという、生
産するし、ま
連用部資金並
借りられる
石二島とい
うありました
考といたし
計画いたし
。とひねって
が、とにかく
は、直接商
ういうところ
に達しないと
んときて、
こん使わせる
れども、そ
を高くして、
決するような
ないかとい
ういう方を
きに陥る
いのです。
は先ほどから
考え方を持
てきている
いのです。

○で明るい私にての行も特すぬままで恩はる私をばはる者を考沿蔵のシイにうに○れ

務大臣 今
私は一石二
、それにつ
いては、比較
同一の資金を
かかると思つ
ては、比較
業に向けてと
いうことを「
からやつたた
ういうことと
じやないか」
いうことがい
な方がいい。
それが世の中
あなたの方の
ます。(笑声)
回りくど
その結果が
が、それは、
だとか、あ
あなたの方の
んです。そ
うです。そ
の客觀的な
の客觀的な

の具体的な実績があると、鳥であるといふのは、余はかの國にいたては、余は思ふ。それは、とにかくしなくてはいけないが、それが世の中の問題であることは、誰もが認めることである。しかし、これが世の中の問題であることは、誰もが認めることである。しかし、これが世の中の問題であることは、誰もが認めることである。しかし、これが世の中の問題であることは、誰もが認めることである。

これは、日本の政治の歴史における、このようにして、日本は、その他の国々と比べて、少しある意味で、日本の政治は、他の国々と比べて、少しも進歩していない。しかし、日本は、他の国々と比べて、少しも進歩していない。日本は、他の国々と比べて、少しも進歩していない。

かやはり政
業者と、
のなかで、
あります。
ある。こ
にして出で
らの金に
あります。
たとか口
契約があ
る金は、
ておると
資金を使
業家とそ
約束した
けないと
ては、国
みまして、
おきたい。
人礼であり
から、新三
漏らしま
する契約
ことで、

された疑惑でありますから、当然これに基いてわれわれは正確な誤またざる判断をしなければならぬと思いますので、後刻さらに機会を得て質問いたしたいと思います。

ここにその協定の全文も参りましたが、私との懇親あらかにしておきたいことは、それは商工中金に直接貸しができない、公庫に貸してそこからトーンネル式に中金に流された、このいきつたはわかつておりますが、われわれの主張は、当時この法律案が新しく設けられまする場合、これはただ単に電源開発や農地の造成のためのみこれがひもつきに縛られるというのではなく、当時から引き続いて非常に困難な状態にありまする中小企業等についても、この金がその困難克服のための資金源として活用されることを強く期待し、そしてこれがわが国の経済の発展のたうしてこれがわが国の経済の発展のために寄与する資金として、こういう状況の中にからめて、当然これが中小企業にも正当に流されることが、委員会の論議を通して明確にこれは保障されおるわけであります。だとすれば、中小企業金融公庫で、当然これはその特別会計から流されるべきものであり、そういうことは、その法律ができる当初からすでにあらかじめおもんばかりて論議し尽されておる事柄であります。しかるに、そこへ二千数百万円でありまするか、中小企業者がそれだけの重い負担を背負わされておるというこの資金操作のあり方は、これはこの法律に違反をすることであり、当時かわされておるところの論議から考へても、これは食言するもはなはだしいものであると考えます。しかしながら、これは協定のできた当時の速記録

等を確かめまして問題の所在を明らかにして、さらに法律違反であるとか、あるいはいろいろな委員会の審議の経過等にかんがみて不當なものである場合においては、さらに私どもはこの問題について論議を開いたしたいと思ひます。資料が不十分でありますから、本日の私はこの程度に質問をとどめたいと思います。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十四日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和三十一年二月二十八日印刷

昭和三十一年二月二十九日發行